

公益財団法人 川村育英会

役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

第1章 目的及び定義

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人川村育英会（以下「この法人」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 報酬とは、役員又は評議員が、理事会又は評議員会に出席し、その職務の対価として受け取る金員をいう。

2 費用とは、役員又は評議員が、理事会又は評議員会に出席するために発生する旅費を弁償するために支払う日当等のことをいう。

第2章 役員及び評議員の報酬

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は、次の各号に定める1人あたり支給額に源泉税を加算した額の範囲において支給することができる。

(1) 役員が理事会に出席した場合

1回20,000円かつ1事業年度において100,000円を超えない範囲

(2) 評議員が評議員会に出席した場合

1回20,000円かつ1事業年度において100,000円を超えない範囲

第3章 費用の弁償

(費用の弁償)

第4条 役員及び評議員に弁償する費用は、次の各号に定める 1 人あたり支給額に源泉税を加算した額の範囲において支給することができる。

(1) 役員が理事会に出席した場合

日額 3,000 円又は実費

(2) 評議員が評議員会に出席した場合

日額 3,000 円又は実費

第4章 公表

(公表)

第5条 この法人はこの規程をもって、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第5章 改正

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。